

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件

大分国民年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から42年3月まで
昭和39年10月に会社を退社し、数年後に国民年金に加入した。加入する際、会社を辞めた39年11月分までの未納保険料として約1万円を納付したはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、60歳到達時（平成10年12月）までの国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金加入手続以降の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者に係る資格取得日から、昭和44年10月ごろと推認できるところ、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、本来、時効により納付できない42年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を過年度納付していることが推認でき、申立期間についても納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、申立人が、昭和44年10月ごろに国民年金加入手続を行った際にさかのぼって納付したと主張する国民年金保険料額（約1万円）は、申立期間を含む39年11月から44年10月までの期間の国民年金保険料を実際に納付するのに必要な金額（9,900円）とほぼ一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から同年12月まで

私は、国民年金保険料については、遅れて納付したり、まとめて納付したこともあったが、送られてきた納付書で未納にならないように気を付けながら納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金制度発足時から60歳到達時（平成11年11月）までの国民年金加入期間について、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金保険料については、遅れて納付したり、まとめて納付したこともあったが、送られてきた納付書で未納にならないように気を付けながら納付してきたと主張しているところ、社会保険庁の特殊台帳及び市の国民年金被保険者名簿の納付記録から、申立期間前後の昭和47年度から55年度までの国民年金保険料を、過年度納付や特例納付等により順次納付していることが確認でき、申立人は未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが推認される。

さらに、申立期間当時、社会保険事務所は、国民年金保険料が未納となっている場合には、国民年金被保険者に対し当該保険料の過年度納付書を送付していたことが確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が、申立期間の国民年金保険料のみ、あえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 453

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで

私の母親は、私が20歳になった時から納付組織を通じて国民年金保険料を納付してくれたはずであり、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和54年1月から厚生年金保険に加入する平成元年1月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、国民年金制度発足時からの国民年金加入期間について、昭和37年度のうちの8か月間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、申立人の父親も申立期間の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和54年3月ごろに行われたことが推認できるところ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であるため、加入手続の際に、市役所において申立期間に係る国民年金保険の納付書が発行されることからすれば、申立人の母親が、当該保険料が未納であることを認識しながら、あえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
国民年金保険料は亡くなった夫が、私の分と一緒に納めていたはずなのに、申立期間が免除期間のままで納付されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 8 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、48 年 4 月から平成 4 年 3 月までの申立人及び申立人の夫の国民年金保険料の納付状況は申立期間を除き一致しているところ、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を平成 3 年 10 月に追納していることが確認できる。

また、社会保険事務局は、申立人の夫が、夫の申立期間に係る国民年金保険料を追納した平成 3 年当時、時効直前の申請免除記録があるすべての国民年金被保険者に対して追納勧奨状を送付していたと回答しているとともに、申立人及び申立人の夫は、昭和 63 年 1 月 18 日に、その時点でさかのぼって納付可能な 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の夫は、未納とされている期間の解消を図るべく努めていたと推認されることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても追納したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年6月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入した。最初の月は、私及び私の夫並びに夫の両親の国民年金保険料の合計額500円、同年5月及び6月は、私と私の夫の夫婦二人分の国民年金保険料の合計額200円を、それぞれA市役所のB出張所で納付した。当時の国民年金保険料月額は、私及び私の夫が100円、夫の両親が150円であったと思う。

また、国民年金保険料をA市役所B出張所に持参した際に、窓口の担当者が、茶色の国民年金手帳に印紙を貼付してくれたのを記憶している。

同年7月に国民年金の保険料免除制度を知り、私が夫婦二人分の保険料免除を申請した。

免除を申請したのは昭和36年7月からであり、申立期間の国民年金保険料は納付したはずであるので、当該期間が免除期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるほか、申立人が納付したと主張する国民年金保険料（申立人及び申立人の夫が月額100円、申立人の夫の両親が月額150円）は、当時の国民年金保険料月額と一致しており、申立人の主張に不自然な点は見られない。

また、申立人が申立期間に、国民年金保険料を納付したと主張するA市B出張所は、当該期間当時から存在していたことが確認できる上、保険料を納付した際に、窓口の担当者が茶色の国民年金手帳に印紙を貼付してくれたことを記憶しているなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する主張は詳細かつ具体的で、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 190

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和39年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月13日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社B支社で昭和39年7月13日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、A社で同年8月1日に資格取得となっているが、厚生年金保険に継続して加入しているため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する表彰状及び雇用保険の記録並びに元同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、元同僚は、「申立人は、転勤で昭和39年にC地区に異動したことを覚えており、A社を辞めていないと思う。また、A社は月途中の異動もあった。」と証言している。

さらに、A社に照会した結果、「当社B支社の調べにより、申立人は当社に継続して勤務していたことが判明した。雇用保険の記録を踏まえると、厚生年金保険に継続して加入していたと思われ、事務処理の誤りが原因として考えられる。」と回答していることから、申立期間当時、同社C地区販売部は、同社B支社において、社会保険の事務を一括処理していたにもかかわらず、申立人の異動に伴い、厚生年金保険被保険者資格の喪失届を誤って社会保険事務所に届け出たものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支社の申立人に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿により、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る被保険者資格の喪失届について誤って事務処理をしたとしていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失届出を行っていることが認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社土木部における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格取得日を昭和38年2月1日に、また、A社Bセンターにおける申立期間②に係る資格取得日を42年8月11日にそれぞれ訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3万円、申立期間②の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和42年8月11日から同年9月1日まで

私は、昭和35年6月1日にA社に入社し、平成11年3月31日に退職するまで、ずっとA社で勤務した。転勤はあったが、途中、休職をしたこともない。年金記録が抜けていることに納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年6月から平成11年3月までA社で勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、同社C工作所において、昭和38年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社土木部において、同年4月1日に資格を再取得後、42年8月11日に資格を喪失し、同社Bセンターにおいて、同年9月1日に資格を再取得しており、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、A社が保管する人事個人票及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間①及び②について同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に照会した結果、「申立人の給与から厚生年金保険料は控除していたが、社会保険事務所に保険料は納付しなかった。その理由として、申立期間①及び②の両事業所ともに申立人に係る資格取得届が遅れたことによるものが考えられる。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、申立期間①については3万円、申立期間②については4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務の履行について、事業主は保険料を納付していないとしており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年2月から同年3月まで及び42年8月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成10年5月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月6日から同年10月1日まで

私は、申立期間について、A社に平成10年5月6日に入社し勤務したのに、厚生年金保険被保険者資格を取得した日が平成10年10月1日となっているので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険記録及びA社が保管する申立人の人事記録等から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社が保管する労務費明細書及び出勤簿兼賃金計算書から、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、元同僚のオンライン記録の標準報酬月額と労務費明細書の厚生年金保険料額から算出した標準報酬月額とを突合した結果、一致することも確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が給与から控除されていた厚生年金保険料額から算出した標準報酬月額により、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務の履行については、事業主は保険料を納付していないとしている上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者標準報酬算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年5月から同年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月から20年9月末日までの期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社B工場における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を19年10月から20年4月までは30円に、同年5月から同年9月までは40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年5月ごろから21年3月ごろまで
私は、申立期間において、A社B工場の庶務課に正社員として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言等から、申立人が、申立期間当時、A社B工場に正社員として勤務していたことは推認される。

また、A社に照会した結果、「当社は、当時、いくつかの軍管理工場を設置しており、B工場もそのうちのひとつで、同工場は、昭和18年12月に設立し、終戦をもって閉鎖している。また、いずれの工場も当時の関係書類は保存されていない。詳細は不明であるものの、一般的な在籍者は厚生年金に加入していた。さらに、同社の元相談役が部長職であったとの記憶がある者は、当時、B工場に在籍していたとほぼ断定できるのではないかと思われる。」との回答が得られ、その元相談役には、人事記録から、昭和18年8月にB工場へ転勤していることが確認でき、19年10月1日から20年10月15日までの期間において、B工場における厚生年金保険の記録が確認できるところ、申立人は元相談役についての具体的な記憶がある。

さらに、申立人と勤務状況が同様である女性の元同僚には、昭和19年10月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立人の厚生年金保険についても同様の取扱いをされていたと考えるのが自

然である。

加えて、申立人は、「B工場が終戦で閉鎖され、他の従業員が辞職した後も、庶務課で残務整理のため、上司の命令で残って仕事をしていたが、米軍がB工場に進駐する以前に退職した。」と詳細かつ具体的に供述しているところ、当時の新聞記事から、米軍が10月中にB工場に進駐したことが確認できることから、申立人は、少なくとも昭和20年9月末日まで同工場で勤務していたものと推認される。

その上、社会保険事務所の記録では、A社B工場の記録を確認することができないにもかかわらず、同工場において勤務していたとする元同僚には、厚生年金保険被保険者名簿が無いにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録が確認できる。

このことについて、社会保険事務所に照会したところ、「事業所索引簿に記載が無く、被保険者名簿も存在しないため、新規適用年月日、全喪年月日の確認ができないが、昭和18年12月から20年9月末までは厚生年金保険の適用事業所として存在していたものと考えられる。」と回答している。

また、公文書館の資料によれば、昭和23年2月9日にC県庁は、火災の被害にあっていることが確認でき、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが、重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業場の協力を得て再生できると思う。」と当時のD課が述べていることが認められる上、当時の元職員からも、「修復作業には6、7人が当たり1年くらいかかった。その作業は事業所から関連資料を求め、ほとんど修復できたと思うが、全喪事業所もあったので、完全に修復できたか否かは今となっては不明である上、火災被害の全体状況までは知らない。」との供述を得られた。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿の備考欄に、「A社B工場」と記載されている厚生年金保険被保険者が多数いることが確認でき、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所とされていたことが推認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿には、被保険者名や資格取得日などについて、多くの空欄が見受けられる。

加えて、社会保険庁が保管する同工場で勤務していたと考えられる者の被保険者台帳には、「23・2・9（焼失）」と記載されたものも確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時の詳細は不明であるものの、申立人及び元同僚に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえることから、申立人は、昭和19年10月1日から20年10月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳において、同性、同年齢から元同僚であったと推認される者の標準報酬月額から判断すると、昭和19年10月から20年4月までは30円に、同

年5月から同年9月までは40円とすることが妥当である。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和18年5月ごろから19年10月1日までの期間及び20年10月1日から21年3月ごろまでの期間において、B工場で勤務していたと主張しているものの、厚生年金保険法の改正により、女子及び一般職員の厚生年金保険料の徴収が開始されたのは、19年10月1日以降である。また、元同僚等から20年10月1日以後も申立人が同工場で勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

このほか、当該期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立てた期間のうち、昭和18年5月ごろから19年10月1日までの期間及び20年10月1日から21年3月ごろまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分国民年金 事案 454

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から62年9月まで

私は、昭和61年10月に会社を退職し、次の会社に入社するまでの間、国民年金に加入し保険料を納付した。会社を辞める時、会社の担当者から辞めた後は国民年金に加入するよう言われており、妻の国民年金についても、第3号被保険者から第1号被保険者へ変更手続をするよう指導を受け、その通りにしたはずである。申立期間について、私の記録が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて国民年金に未加入であるとされている（申立期間はこのうちの一部の期間である。）ところ、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人の国民年金加入手続の場所や国民年金手帳の受領、保険料の納付方法等についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、戸籍の附票から、申立人は、昭和61年10月27日にA市から旧B町へ転居していることが確認できるところ、A市、旧B町及びそれぞれの管轄社会保険事務所において申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年5月から63年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から63年4月まで
私は昭和63年5月ごろに、A市B区の実家に送付されてきていた納付書で1年分の国民年金保険料をまとめて納付したのに、申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期や場所、一括で納付したとする国民年金保険料額等についての記憶が曖昧である上、申立人が国民年金保険料を納付する時に一緒に区役所に行ったとする父親の記憶も曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、平成2年8月であることが推認でき、この時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 456

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年8月までの期間及び46年12月から49年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年8月まで
② 昭和46年12月から49年8月まで

私は、実家の父親から、老後のために国民年金の加入を勧められ任意加入して保険料を納付してきた。申立期間が未加入期間とされて、国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、申立期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の任意加入^{あいまい}手続の時期や場所、国民年金保険料納付方法等についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年9月27日に払い出されているところ、申立期間において申立人の夫は共済組合員であり、配偶者である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付することはできなかったと考えられるとともに、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から54年3月まで

私は、昭和47年4月にA市からA都道府県に転居し、A都道府県で知り合った元夫とともに同年12月にB市からA市に戻った。申立期間当時はA市C町に住んでいて、国民年金保険料は地区の婦人会が集金していた。申立期間について、元夫の国民年金保険料の領収書は手元に残っている。元夫の分の国民年金保険料のみを払っていたとは思えず、自分の分が未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の申立人の元夫に係る特殊台帳の記録から、元夫については、昭和48年3月6日にA都道府県からD社会保険事務所（A市を管轄）に国民年金被保険者台帳が移管され、同年4月分からの国民年金保険料が納付されていることが確認できる一方、申立人については、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録から、47年4月にA市からA都道府県へ転出後、再びA市に住所を定めた旨の処理がなされたのは54年5月10日であり、申立期間直後の同年4月分からの保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、A市は、申立期間当時の婦人会による国民年金保険料の徴収について、婦人会は、国民年金保険料の徴収対象となる被保険者を市からの連絡により把握していた旨を回答していることから、申立期間当時、申立人はA市において国民年金被保険者として把握されておらず、地区の婦人会を通じて保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人は、昭和 47 年 12 月に A 市へ転入した際の国民年金の住所変更手続についての記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間に係る国民年金の加入状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間、38年5月から39年5月までの期間及び39年10月から40年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和38年5月から39年5月まで
③ 昭和39年10月から40年2月まで

姉が、父親から私の申立期間の国民年金保険料を納付していた旨を聞いたと証言している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及び申立人の姉は当該期間の国民年金保険料納付に関与していない上、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立人の当該期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和41年6月ごろと推認でき、この時点では、申立期間①及び②の大部分は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の姉から証言が得られたものの、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付を裏付けるものとは考えにくく、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 188

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月から 58 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していたときの給与に対し、厚生年金の標準報酬月額が不当に低額な標準報酬月額として登録されているので、再調査のうえ訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が退職共済に加入していたB振興会（現、C機構）が保管する資料から、申立人の申立期間の基本給が確認でき、その基本給に各種手当を加算すると標準報酬月額とおおむね一致する上、申立人と同じ役職であった元同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額が不当に低額であったということができないことから、申立期間について申立人が主張する報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、事業所が保管していた被保険者標準報酬月額決定通知書及び被保険者資格通知書に記載されている昭和 57 年度の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額と一致する。

さらに、事業所は、「社会保険事務所に届出をした標準報酬月額に係る保険料を給与から控除していたので、それ以上の保険料を給与から控除することはない。」「A社は、社会福祉法人であり、県から補助金を受給していたため、毎年、県の監査が入り会計や給与はすべてチェックされていたので、不正経理はありえない。」と回答している。

加えて、申立人は、昭和 48 年度の賞与明細書を所持しており、「賞与明細書から自分の標準報酬月額が低額であることがわかるはずである。」と主張し

ているが、賞与明細書の健康保険料、雇用保険料、当時の賞与算定月数から昭和57年のものと推認され、そうすると申立人の主張は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 1 日から 10 年 3 月 1 日まで

私は、勤務したA社において、平成 6 年 5 月から給与が月給制となり厚生年金保険に加入したが、社会保険事務所に照会した結果、申立期間のすべてにおける標準報酬月額が 28 万円となっていて驚いた。

申立期間における給与は月 40 万円であり、給料明細書から確認できるので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているものの、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち、申立人が所持している給料明細書において、平成 6 年 6 月から 7 年 5 月、同年 8 月から同年 11 月及び 8 年 1 月から同年 12 月までの各月における報酬月額に見合う標準報酬月額は、41 万円と確認できるが、当該給料明細書において、6 年 6 月から 7 年 5 月までの期間、同年 8 月から同年 11 月までの期間及び 8 年 1 月から同年 12 月までの期間の各月に、申立人が事業主により給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、28 万円と確認でき、当該標準報酬月額は社会保険事務所のオンライン記録上の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、申立人は、申立期間において業務内容に変わりはないと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から37年6月8日まで

私は、昭和29年9月1日から37年6月8日まで、A組合に勤務したが、退職時に同組合から脱退手当金の説明を受けていないと思うし、退職後も社会保険事務所に行っておらず、脱退手当金の制度も知らないのに、脱退手当金を受給したこととなり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA組合に係る社会保険庁の記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日である昭和37年6月8日以降、2年以内に資格を喪失した者（女性）15人について、脱退手当金の支給記録を確認した結果、脱退手当金の受給資格のある者は12人おり、そのうち申立人を含む10人に脱退手当金の支給記録があり、すべて4か月以内に支給決定を受けていることが確認できる。

また、複数の元同僚に照会した結果、「脱退手当金の説明を会社から受け、退職金に含まれる形で受給した。」「脱退手当金の手続は、会社が行っていた。本店の取扱いに習うのが各営業所の方針だったと思う。」とそれぞれ証言しており、申立人についても、当時、事業主において、代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から50日後の昭和37年7月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人は、昭和37年6月8日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失して以降、50年11月までは、厚生年金保険及び国民年金の被保険者資格を取得していない。

その上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。